

砥部町農業委員会総会

平成 30 年 11 月第 2 回議事録

平成 30 年 11 月第 2 回農業委員会総会議事録

1 会議の名称	平成 30 年 11 月第 2 回農業委員会総会
2 開始日時	平成 30 年 11 月 30 日（金）16 時 00 分～16 時 33 分
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	白潟 泰（会長）、松尾利勝（会長代理）、森 正博 田中 弘、石田慎一、土居文男、村上 茂、三木恭子 二宮敬介、長岡賢二、久保 徹、矢野征司、西岡弘安 中村恒典、武田孝司、佐野淳子、水川規良
5 欠席委員	古田俊正
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	大内 均（事務局長）、矢野 透（局長補佐兼農地係長） 松本知子
7 公開又は非公開の別	公開
8 傍聴人数	0 人
9 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

平成 30 年 11 月第 2 回砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	議案第 58 号 農地法第 3 条の規定に基づく町許可申請について	1 件
日程第 3	議案第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について	1 件
日程第 4	議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく 農用地利用集積計画の決定について	2 件
日程第 5	議案第 61 号 下限面積（別断面積）の設定について	1 件

・閉会

平成 30 年 11 月第 2 回砥部町農業委員会総会
平成 30 年 11 月 30 日（金）
16 時 00 分開会

発言者	発言内容
事務局長	ご起立下さい。礼。ご着席下さい。 只今から 11 月第 2 回農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、白潟会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事務局長	ありがとうございました。 本日は、砥部町農業委員会総会会議規程第 4 条により古田委員より欠席の旨、通告がありましたので、報告致します。 出席委員は 18 名中 17 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき過半数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第 3 条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は白潟会長にお願いします。
議 長	それでは、11 月第 2 回農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項の規定により、指名させていただくことにご異議ございませんか。
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、3 番 石田委員さん 4 番 土居委員さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の松本さんを指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 58 号 農地法第 3 条の規定に基づく町許可申請について、1 件を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第 58 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、農業委員会の許可を求めます。

	<p>議案書の1頁をご覧ください。地図は、資料の地図1をご覧ください。所有権移転の案件です。</p> <p>渡人は〇〇番地 〇〇さん。受人は〇〇番地 〇〇さんです。申請地は〇〇番、地目 畑、面積1,575㎡です。</p> <p>申請の経緯については、母である〇〇さんは高齢化に伴い、息子である〇〇さんに農地を贈与するものです。</p> <p>作付予定作物は、柑橘で、受人の営農家族構成は、本人・母が行い、農作業機械もそろっております。</p> <p>営農日数は、本人が250日、母が200日従事することを予定しております。</p> <p>また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、不許可要件である効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していませんでした。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員であります私が説明します。</p>
担当委員	<p>母親からの贈与です。〇〇さんが所有されている農地は、全て耕作されていて管理されていますので問題はないと思います。ご審議をよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを許可することに決しました。</p> <p>許可</p>
議長	<p>日程第3 議案第59号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、1件を議題といたします。</p>

	事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案第59号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。</p> <p>議案書の2頁をご覧ください。地図は、資料の地図2をご覧ください。使用貸借権の設定による進入路への転用案件です。</p> <p>申請内容については、貸人が〇〇番地 〇〇さん。借人が〇〇番地 〇〇さん。申請地は〇〇番、地目 田、面積 25 m²です。一体利用地として、〇〇番、地目 宅地、面積 703.85 m²を利用します。</p> <p>申請の経緯については、平成21年7月より〇〇さんは美容室を開業しております。自宅兼美容室への進入路部分が狭いため、来客者に不便であることから、今回、母名義の申請地を使用貸借により借り受け、進入路として利用するものです。</p> <p>申請地の農地区分は第2種農地で、宅地と農地が混在する地域でもあり、転用による農用地及び農作業の効率的かつ総合的利用に及ぼす影響はないものと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担当委員	事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	<p>担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
議長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>
議長	<p>日程第4 議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、2件を議題とします。</p> <p>1件目について、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第 60 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求める。</p> <p>議案書の 3 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 3 をご覧ください。</p> <p>1 件目は、使用貸借権の設定で、貸人は〇〇番地 〇〇さん。借人は〇〇番地 〇〇さん。農地の所在地は〇〇番、現況地目 畑、面積 1,161 m²です。</p> <p>栽培品目はモモで、期間は、平成 30 年 12 月公告日から平成 40 年 12 月 31 日までの利用権を設定するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。担当委員の〇〇委員さんは欠席されていますが、承認はいただいています。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>質疑なし</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p> <p>2 件目について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 3 頁をご覧ください。地図は、資料の地図 4 をご覧ください。</p> <p>2 件目も、使用貸借権の設定で、貸人は〇〇番地 〇〇さん。借人は〇〇番地 〇〇さん。農地の所在地は〇〇番、現況地目 畑、面積 1,591 m²です。</p> <p>栽培品目は温州で、期間は、平成 30 年 12 月公告日から平成 35 年 12 月 31 日までの利用権を設定するものです。なお、〇〇番については、農地中間管理機構関連農地整備事業の予定地となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。</p>

担当委員	ただいま、事務局の説明があったとおりでございます。ご審議をよろしくをお願いします。
議長	それでは説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〇〇委員	使用貸借期間が10年となっておりますが、〇〇さんは何歳ですか？
事務局	現在74歳ですが、妻と息子さんで認定の共同申請の手続きをしています。
〇〇委員	ここは荒廃しているのですか。農地中間管理機構関連農地整備事業の予定地となっているのに温州を植えるのですか？
担当委員	ここでは野菜を耕作しています。農地中間管理機構関連農地整備事業後、続けて耕作できるようなら温州を栽培したいという希望ではないかと思えます。
議長	質疑を終わります。採決を行います。本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。 承認
議長	日程第5 議案第61号 下限面積（別段面積）の設定について、を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第61号 下限面積（別段面積）の設定について 議案書の4頁をご覧ください。 この下限面積（別段面積）については、農林水産省から毎年設定または修正の必要性を検討することが求められておりますので、議案として挙げさせていただきました。 結論から申しますと、方針（案）としましては、砥部町では、現在、農振計画の全体見直しをしているところであり、平成31年度中に別段面積を設定する方針（案）としています。 では、本日配布しました資料を基に、簡単に説明をさせていただきます。

まず、「農地法に規定する別段面積の設定について」をご覧ください。
農地を農地として、貸借する場合や売買する場合など、農地の権利移動をするときは、農地法第3条第1項の規定により、農業委員会の許可が必要となります。

農地法第3条の【主な許可要件】のうち、「③下限面積要件」では、農地の権利を取得する者等が、取得後に耕作する農地の合計面積が50アール以上であることとされています。

次に、平成21年に農地法が改正され、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、下限面積を緩和する面積、いわゆる別段面積を定めることができることとなりました。農林水産省が定める別段面積の設定基準については、農地法施行規則第17条に規定されています。

農地法施行規則第17条第1項では、(1) 別段面積を定める区域は、自然的、経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、(2) 別段面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること、(3) 別段面積を定める区域内において、定めようとする別段面積未満の経営面積である農業者が、別段の面積を定める区域内の農業者の総数の40%未満でないこと、という基準となっています。

ただし、農地法施行規則第17条第1項の例外規定として、第17条第2項の規定があります。(1) 別段面積を定める区域内に、耕作などがされておらず、かつ、引き続き耕作などがなされないと見込まれる農地、いわゆる遊休農地などが相当程度存在すること、(2) 下限面積(50アール)未満の農地などを耕作する者が増加することにより、別段面積を定める区域内及びその周辺地域における農地などの効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずることがないこと、のいずれにも該当する場合は、新規就農を促進するために適当と認められる面積とすることができることとされています。

次に、県内の別段面積の設定については、6月21日現在の「別段面積設定状況」をご覧ください。近隣市町の状況は、松山市が全域30アール、東温市の一部が40アール、久万高原町の一部が20アールと30アールと40アールです。別段面積を設定していない市町は、伊予市・松前町・砥部町です。

最新の動向として、松前町が、11月28日の農業委員会総会で「平成31年度当初より」別段面積を30アールに設定することを決定しました。伊予市も検討中と聞いております。

	<p>以上のような状況から、平成 30 年度においては下限面積を 50 アールのまま据え置いて、平成 31 年度中に別段面積を設定するのが良いと思われます。</p> <p>また、全国的に遊休農地や空き家問題が発生している状況から、一部の自治体では中山間地の過疎集落の空き家と隣接する農地をセットにして、別段面積も 1 アールまで下げて、外部から移住してもらうというような集落維持対策をしている自治体もあります。</p> <p>砥部町でも、今後検討課題となりますので、別段面積の設定と併せてご検討いただけたらと思います。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>この中で、特例としてハウス 10 アールとありますが、今まで認めたことはありますか。</p>
事 務 局	<p>ここでの特例というのは、認めたことはないと思います。</p>
〇〇委員	<p>空き家と隣接する 1 アールの農地を取得して、農業者の資格を得て農家要件をみたす事となり、他の農地を購入できるようになるのですか。</p>
事 務 局	<p>条件付きの居住促進が目的なので、その農地につき許可を与えますが、他の農地を購入はできません。</p>
議 長	<p>質疑を終わります。採決を行います。本件については、事務局説明のとおりに取り扱うことに、ご異議ありませんか。</p> <p>異議なし</p> <p>ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。</p> <p>承認</p>
議 長	<p>閉 会</p> <p>それでは以上で、本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、11 月第 2 回農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>16 時 33 分 閉会</p>

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____